

信州・春の安全衛生教育推進運動

(準備期間:12月1日～翌年2月末日までの3か月間)

(本期間:3月1日～5月31日までの3か月間)

労働災害は本来あってはならないものであり、労働災害を防止するためには、労働者への十分な安全衛生教育が不可欠です。

4月には多くの企業で、新規労働者が採用されるほか、年度の切り替えに伴って、配置換え等も行われることも多く、作業に不慣れな労働者が増加することから、特に、雇入れ時や配置転換時の教育が必要な時期といえます。

長野労働局では、安全衛生関係団体等の協賛・協力のもと、標記運動を展開することといたしましたので、各事業場におかれましては、「実施者の実施事項」への取組みにより、安全衛生教育の徹底を図っていただくようお願いします。

- ・ 準備期間中には、前年度の安全衛生教育実施状況の検証を行い、新年度に向けて実施する安全衛生教育計画を策定しましょう！
- ・ 本期間中には、新規雇入れ労働者や配置転換をした労働者等に対して、雇入れ時等の安全衛生教育を確実に実施しましょう！
- ・ 派遣労働者に対しては、派遣元事業者・派遣先事業者が連携して、必要な教育を確実に実施しましょう！

実施者の実施事項

1. 経営者、管理者
 - ア. 労働安全衛生法に基づく雇入れ時等の安全衛生教育の確実な実施 (①雇入れ時、②作業内容の変更時、③一定の危険又は有害な業務に就く者への特別教育)
 - イ. 職長教育・能力向上教育等の確実な実施 (①職長教育等、②作業主任者・技能講習修了者等への能力向上教育)
 - ウ. 安全衛生教育を実施する担当者等の養成
 - エ. 年間安全衛生教育計画の策定 (①年間安全衛生教育計画の策定、②年間計画との連携、③委員会等での審議)
2. 労働者
 - ア. 安全衛生教育への意欲的な参加
 - イ. 安全衛生教育内容の実践

安全衛生教育に関する資料等 (抜粋)

クリックしてご活用ください。

- [信州・春の安全衛生教育推進運動チラシ](#)
- [雇入れ時等の安全衛生教育を必ず実施しましょう！](#)
- [労働災害防止のポイント \(飯田署作成資料 P P 抜粋\)](#)
- [未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル案内](#)

資料に関するお問い合わせは、

飯田労働基準監督署 (電話 0265-22-2635) まで

